

デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生拠点整備タイプ



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

令和6年4月

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局・地方創生推進室

制度概要



デジタル田園都市国家構想交付金

- 各地方公共団体による自主的・主体的な取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による分野横断的な支援により強力に後押し

- ・ 国として主体的・統一的に進めるべきものについては、所管省庁において補助金等必要な財源を確保

（注）国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用が優先され、本交付金の対象とはしない。

地方創生拠点整備タイプ／地方創生推進タイプ

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

- ・ 先導的な事業とは、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、デジタル社会の形成への寄与、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携等の要素を有する事業。

- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

- ・ 各事業毎に、ふさわしい具体的なKPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクルを整備することが必要。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果を公表するとともに、国への報告を行う。

- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

- ・ 地域再生法第5条4項1号及び第13条に位置づけられた法律補助の交付金であり、内閣総理大臣から認定を受けた地域再生計画に記載された事業に交付する。

地方創生拠点整備タイプの概要

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地方創生拠点整備タイプの概要

事業類型	対象	上限額（※） 補助率
当初予算分	原則 3 か年度以内 の事業 (最長 5 か年度)	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2
補正予算分	単年度の事業	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2

(※) 1 団体当たりの交付上限額（目安）。高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる場合には、交付上限額（目安）を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(注 1) 申請上限件数は以下のとおり。
当初予算分：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業
補正予算分：上限なし

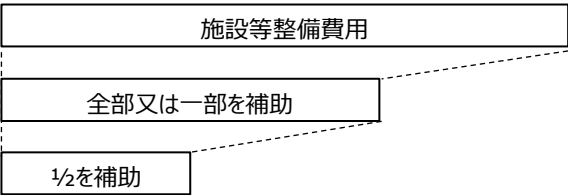
(注 2) 以下の事業については有識者審査を実施。
当初予算分：全て
補正予算分：交付額（国費）2 億円以上において有識者審査を実施

<拠点整備タイプにおける拡充> R4補正から導入 ～民間事業者の施設整備に対する間接補助～

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の 1 / 2 ※を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国



<支援対象となる施設整備の採択例>

- ・ 移住や生活体験住宅として活用する集合住宅の整備
- ・ 廃校舎を改修しサテライトオフィス、スマート農業体験施設等を整備
- ・ 駅ビル施設の一部を模様替えし官民連携のコワーキングスペースを整備
- ・ 物販、カフェ、セミナースペース等の観光施設の整備 等

※国負担は事業費の 1 / 3 （かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限

地方創生拠点整備タイプの対象となる施設整備等（１）

- 対象とする施設は、原則として、地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる、**建築基準法の「建築物」（＝「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」）及び「建築物以外の施設（設備整備・用地造成）」**に該当するものである。
- 原則として、「建築物」の新築、既存建築物の増改築及び模様替えは対象とするが、単なる修繕の場合には対象とならない可能性がある。なお、建築工事における「新築」「増築」「模様替え」「改築」「修繕」の定義は下表のとおりとする。

新築	新しく建築物を建てること。
増築	既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築すること。既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新築」になるが、敷地単位では「増築」となる。 ※ 建物の移転については、別敷地へ移す場合は、移転先の敷地に対する新築又は増築として扱う。
模様替え	建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること。一般的に改修工事などで原状回復を目的とせずに性能の向上を図ること。
改築	建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。
修繕	経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

地方創生拠点整備タイプ^①の対象となる施設整備等（２）

ア. 建築物と不可分となっている機能を有する設備

- 整備される建築物と不可分となっている機能を有する設備（例：電気・ガス・給排水・空調など、建築物と構造上不可分となっている設備等）について、当該設備の整備費が建築物の整備費を超えない場合に限り、施設整備計画の施設整備等の内容（設備整備・用地造成を除く）に計上することができる。

イ. 効果促進事業（ハード事業）

- ア. に掲げる、建築物と不可分となっている機能を有する設備には該当しない設備の整備や用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体、整備対象施設の取得費（公有化）等のハード事業（原則として地方債の対象となる経費）であって、整備対象施設等と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業については、**効果促進事業(ハード事業)として、交付対象事業費の２割以内（当該効果促進事業の対象設備としてデジタル技術の活用に要する経費を含む場合には、交付対象事業費の３割以内）**で実施する場合には拠点整備タイプの対象となり得る。

ウ. 効果促進事業（ソフト事業）

- 整備対象施設に関連するソフト事業であり、
 - 単年度で事業が完了する軽微なものであること
 - 整備対象施設と直接関係した事業であり、整備対象施設のKPIを当該ソフト事業のKPIとして設定しても問題がないこと
 - **効果促進事業（ハード事業）と合わせて、交付対象事業費の２割以内（当該効果促進事業の対象設備としてデジタル技術の活用に要する経費を含む場合には、交付対象事業費の３割以内）**で行われることの要件をすべて満たす場合には、効果促進事業（ソフト事業）として、施設整備計画の該当項目に記載の上、申請可能である。
- なお、整備対象施設で使用する備品等であって、地方債の対象とならない経費については、ソフト事業として取り扱うので、留意していただきたい。

◆効果促進事業（ハード事業）の例

- **外構工事**（駐車場、植栽、看板、スロープデッキ設備、オートキャンプサイト設備 等）
- **解体・撤去工事**（既存施設、トイレ、車庫、倉庫 等）
- **設備整備**（屋内遊具、防音施設整備、Webカメラ設置、暖房設備工事、衛生器具設備整備、デジタル設備※ 等）
※「デジタル設備」の例：Wi-Fi工事、キャッシュレス決済設備、ICT機器設備、VR体験エリア設備、デジタルサイネージ、動作解析が可能なAIカメラ
- **用地造成**（多目的広場・スポーツ広場、スポーツグラウンド、スケートボードパーク、体験農園 等）

◆効果促進事業（ソフト事業）の例

- **委託業務**（AIを活用した自動音声翻訳アプリの開発、生産販売管理システムの構築、ルート調査・マップ作成業務 等）
- **備品購入費**（地方債の対象とならない経費）

地方創生拠点整備タイプの対象となる施設整備等（3）

Ⅰ. 地方創生への高い効果が期待される設備整備・用地造成

- 地方創生への高い効果が期待される設備整備・用地造成については、以下の要件を満たす場合において、当該年度において1団体当たり1事業に限り、当該経費の割合を問わず実施することが可能である。
 - ・ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）、又は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）に合致し、「地方版総合戦略」においても取組方針・KPI等が整合的に位置付けられている事業
 - ・ 原則として地方公共団体が所有する建築物（既存のものを含む。）と一体的に活用されるものであること
 - ・ 地方債の対象となる経費であること。ただし、地方自治法施行規則に規定する「庁用器具費」及び「動物購入費」として支出する経費を除く。民間事業者等の施設等整備に対する補助の場合においても、同様の取扱いとする。
- 前述の事業例としては以下のとおりであり、認否に際しては、施設整備計画の審査において、その利活用方策等と合わせて総合的に判断する。
 - ・ プロリーグ規定を満たすための大型ビジョン等の整備や大規模大会（国内の持ち回り開催のものを除く）誘致に必要な水準を満たすグラウンド・コース等の整備
 - ・ 地域の事業者が共同で活用可能な産業用機器の整備やドローン配送サービスの実証フィールドの整備 など
- 一方で、下記のような経費については、原則として対象外とする。
 - ・ 長寿命化や単純更新を目的としたもの
 - ・ 運動公園の防球ネットの更新や芝生の張替え
 - ・ 道路の用途にも供するサイクリングコース
 - ・ 公設試験機関の機器の更新
 - ・ 工業団地や農地の造成
 - ・ プロジェクションマッピング機器の整備
 - ・ 集客施設の駐車場の整備
 - ・ 市民ホールの舞台装置の整備
 - ・ 野外音楽フェス用の広場の整備 など

◆設備整備・用地造成の特徴的な事例

- ・ **ロケット射場及び滑走路**（世界中のロケット製造企業等が管内でロケット等の実験・打上を実施するために事務所や工場等の拠点をつくることにより、ロケットの開発・製造・営業等の雇用を創出する。）【設備整備・用地造成】
- ・ **夜間照明**（Jリーグスタジアムに夜間照明を設置することで、来訪者の滞在時間の延長、観光消費単価の増加が見込まれ、交流人口の増加、地域経済活性化につながる。）【設備整備】
- ・ **グラウンド整備**（プロスポーツに対応したグラウンドの新規造成を行い、プロチームのキャンプ目当ての観光客の呼び込みを図るなど、稼ぐ力の強いスポーツ観光を強化する。）【用地造成】

地方創生拠点整備タイプの対象とならない施設

- **以下の施設整備等については、原則として支援の対象外**とする。なお、以下の対象外施設整備等は例示であり、個別事例について判断が難しい場合は内閣府までご相談いただきたい。（※「効果促進事業」又は「地方創生への高い効果が期待される設備整備・用地造成」により実施する場合を除く。）
 - ・ 公用施設（庁舎、消防署、保健所等）
 - ・ 公営企業により整備される施設や、診療報酬・介護報酬、賃貸料及び固定価格買取制度等、制度上**特定の収入で事業に係る費用を賄うこととされている施設**（例：病院、介護保険施設、公営住宅（公営住宅法第2条第2号の規定によるもの）、発電施設、上下水道施設、ガス供給施設等）
 - ・ **法律に位置付けられた基礎的な行政サービスを行う公共施設**であって、総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設（例：学校、保育園、認定こども園、図書館、給食センター、廃棄物処理施設等）
 - ・ **全国的に広く普及した施設の定例的な修繕・設備更新等**であり、地方創生への十分な効果が認められないもの
 - ・ モニュメント等、地方創生への十分な効果が認められないもの
 - ・ 他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している施設整備等（独立行政法人による補助制度についても、国の補助制度に準ずるものとみなし、同様の取扱いとする）
 - ・ 整備される建築物と不可分となっている機能を有する設備（例：電気・ガス・給排水・空調など、建築物と構造上不可分となっている設備等）の整備費が建築物の整備費を超える場合
 - ・ 単に建築物に固定されている設備や、備品購入のみを目的としたもの（例：建物看板やカーテンの設置、机・椅子の購入など）（※）
 - ・ 建築物の整備を伴わない、既存施設への新規設備の導入もしくは既存設備の更新のみを目的とする事業（※）
 - ・ 施設整備等に係る用地取得（区分所有権の取得を含む）
 - ・ 新規施設を整備する場合の既存施設の除却・解体に要する経費（既存施設を除却・解体しなければ新規施設が整備できない場合）（※）
 - ・ 整備対象施設の取得（公有化）に要する経費（※）
 - ・ 整備対象施設の基本計画の策定経費や建設の前提となる事項の事前調査費（例：地質調査費、埋蔵文化財調査費等）
- 他の国庫補助金等の対象となる可能性のある施設整備等については、補助率等に関わらず**他の国庫補助金等を優先して活用することを原則**とする。
なお、他の国庫補助金等を活用する事業において、明確な役割分担の下で、他の国庫補助金等の対象とならない経費に拠点整備タイプを活用することは可能である。

地方創生拠点整備タイプの評価基準等（１）概要【補正予算分】

- １事業当たりの交付額（国費）が２億円以上の事業については、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。その他の事業については、事務局審査を行う。

補正予算分（A～Dの４段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

デジタル社会の形成への寄与

官民協働

地域間連携

政策・施策間連携

全て
C評価
以上
かつ
2項目
B評価
以上

又は

補正予算分（A～Dの４段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

デジタル社会の形成への寄与

官民協働

地域間連携

政策・施策間連携

全て
C評価
以上

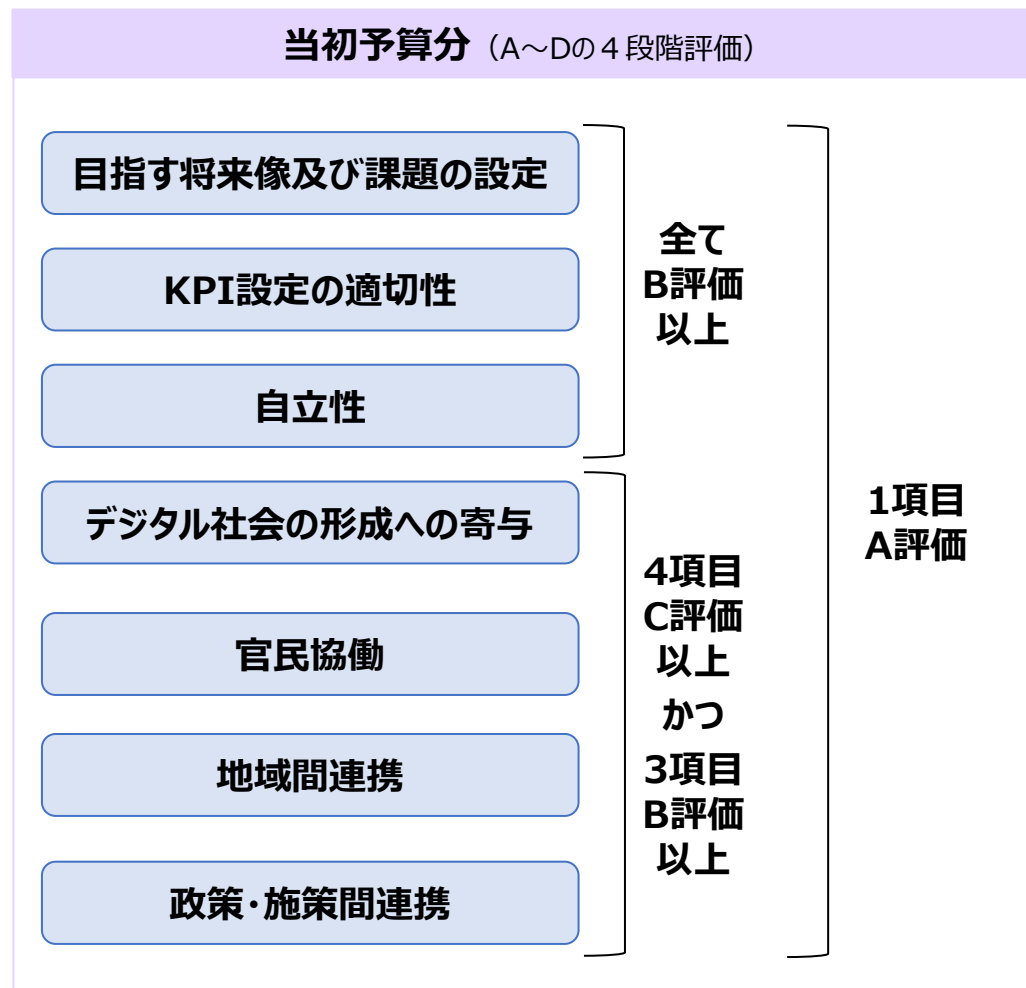
B評価
以上

C評価
以上

2項目
C評価
以上

地方創生拠点整備タイプの評価基準等（１）概要【当初予算分】

- 全ての事業について、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。



地方創生拠点整備タイプの評価基準等（２）各要素の詳細

目指す将来像及び課題の設定等

- ・ 地方創生として目指す将来像が適切に設定されており、そこに至るための現状の構造的な課題が、定量的な分析により明らかにされていること
- ・ 交付対象事業が、構造的な課題の解決に寄与し、目指す将来像の実現に資するとの蓋然性が認められること

KPI設定の適切性

- ・ KPIの設定に当たっては、①「客観的な成果」を表す指標であること、②事業との「直接性」のある効果を表す指標であること、③「妥当な水準」であることに沿ったKPI設定であること、④随時の成果、進捗管理が可能なタイムリーに集計・評価可能な指標であること

自立性

- ・ 事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、当該施設等が自立・自走していくことが可能となる事業であること。
※施設整備計画において、具体的かつ定量的に示すこと。
- 【留意点】
 - ・ ランニングコストを賄うための自主財源が相当程度確保されていること。
 - ・ 自主財源は事業からの売上を含め、民間資金によるものなど自立化の可能性が高いものとなっていること。

官民協働

- ・ 地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。この際、単に協働するにとどまらず、**企業版ふるさと納税**等の民間からの資金（寄附、負担金、融資や出資など）を得て行うものである場合、又は、**PFI法に基づき実施される事業**を行うものである場合には、**高い評価**となる。
- 【留意点】
 - ・ 行政、民間事業者、研究機関、大学等の役割分担が明確であること。
 - ・ 自立に向け、どのように行政の役割分担を縮小し、民間資金によるものなど自立化の可能性が高いものとなっていること。

地域間連携

- ・ 単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。
- ・ 共同事業（複数の地方公共団体が、それぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの）において、**定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組、地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業**である場合には、**高い評価**となる。
- 【留意点】
 - ・ 分野横断的な機能を持つ施設であり、生まれる相乗効果が明確であること。
 - ・ 連携することにより生まれる相乗効果が明確であること。

政策・施策間連携

- ・ 単一の政策・施策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策・施策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。この際、他省庁補助金等の**関連する他政策・施策との戦略的な連携を図るもの**があれば**高い評価**となる。
- ・ また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。
- 【留意点】
 - ・ 分野横断的な機能を持つ施設であり、生まれる相乗効果が明確であること。
 - ・ ワンストップ化については具体的な利用者メリットが十分にあること。

デジタル社会の形成への寄与

- ・ デジタル技術の持続的な事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及び活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。
- ・ 詳細は次ページの通り。

地方創生拠点整備タイプの評価基準等（３） 【デジタル社会の形成への寄与】

- 「デジタル社会の形成への寄与」の評価基準等に、施設等において効果的かつ持続的にデジタル技術を活用することを推進する観点から、以下の通り、評価基準等を明確化。

「デジタル社会の形成への寄与」に係る評価基準等

- デジタル技術の持続的な事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及び活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。
- この際、単にデジタル技術を導入するにとどまらず、施設等において効果的かつ持続的にデジタル技術を活用することにより、地域における課題の解決・改善が図られ、当該地域の地方創生に寄与する事業であること。
- 「デジタル社会の形成に寄与」する事業とは、以下のいずれかの場合を想定。
 - i. 申請事業の目的そのものがデジタル技術の活用を促進するための施設整備である事業
 - ii. 申請事業が附帯設備としてデジタル技術の活用に要する経費を含む事業
 - iii. 施設等の利活用方策において、デジタル技術の活用を含む事業

（注１）上記の（ii）デジタル技術の活用に要する経費を含む事業の場合には、効果促進事業の割合の上限について、交付対象事業費の２割から３割まで引き上げる。

（注２）上記の（iii）利活用方策において、デジタル技術の活用を含む事業のうち、マイナンバーカードの利活用を含む場合は、一定の加点を付与する。

地方創生拠点整備タイプにおけるKPI（重要業績評価指標）の設定

- 事業ごとに、ふさわしい具体的なKPIの設定及びPDCAサイクルを整備し、**KPIは、原則として事業目的に照らして実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を設定することが必要**である。
- KPIの設定では、
 - ・ 事業によって目指す最終目標、地域にもたらす効果を示す指標（**総合的なアウトカム**）
 - ・ その達成に紐づく交付金を活用した取組によって得られる成果・効果を客観的に示す指標（**事業のアウトカム**）
 - ・ 交付金を活用した取組の活動量を示す指標（**事業のアウトプット**）
 が設定されていることが望ましい。**総合的なアウトカムの設定に当たっては、以下の指標を設定することを原則**とする。

● KPIの設定に当たっての基本的な視点

基本的な視点		留意点
①	「客観的な成果」を表す指標であること	・ 成果・効果を捉えたアウトカム指標であること ・ 主観的でない、定量化されたKPIであること
②	事業との「直接性」のある効果を表す指標であること	・ 達成を目指す目標と交付金事業のKPIとの因果関係が明確であること ・ 交付金事業によって現れた成果だと説明できるKPIであること
③	「妥当な水準」の目標が定められていること	・ 到達を予見できる低い水準のKPIを設定しないこと ・ 費用対効果の観点からも妥当なKPIとなっていること

● 総合的なアウトカムは以下の指標を設定することが原則

事業分野	総合的なアウトカム（事業・施策の全体効果）
農林水産（しごと創生）	地域における農林水産就労者数 又は 地域における農林水産出荷額
観光振興（しごと創生）	地域における観光消費額
ローカルイノベーション（しごと創生）	地域における新規雇用者数
地方への人の流れ	地域へのUIターン数
働き方改革	地域における人口一人当たりの労働生産性
まちづくり	地域の人口・世帯数

地方創生拠点整備タイプにおける民間事業者の施設整備に対する間接補助に係る取扱い

(1) 国の交付額を全体事業費の1/3以内（かつ地方公共団体負担額の範囲内）とする

- ✓ 事業主体である民間事業者等には**応分の負担を求めることを原則とし、負担割合は地方公共団体の裁量で設定可。**
- ✓ **国の交付額を全体事業費の1/3以内（かつ地方公共団体負担額の範囲内）とする。**
- ✓ 例えば、民間事業者等の施設等整備費用が900万円で、地方公共団体の補助全てが交付対象経費のケース
 - 地方公共団体が800万円補助する場合、国の交付額は300万円。
 - 地方公共団体が500万円補助する場合、国の交付額は250万円。

(2) 設置条例に基づく「公の施設」や、「公の施設」に位置付けられない場合に締結する協定等の扱いの明確化

- ✓ 民間事業者等が所有する施設等の整備については、施設等の一定の公共性・公益性を担保し、議会の議決を経て中長期的・安定的な施設運営を行う地方公共団体の意思的行為を確保する観点から、**原則として設置条例に基づく「公の施設」とすること及び補助対象となる民間事業者等と地方公共団体の間において、地方創生のために中長期的・安定的な施設運営を担保するための協定等を締結することを要件**とする（したがって、地方公共団体は、所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得する必要があることに留意。）。
- ✓ ただし、「公の施設」に位置付けられない真にやむを得ない合理的な理由がある場合（例：古民家や伝統的・歴史的建造物を改修して地方創生の取組を行うに当たり、所有者が公共の用に供することには合意するが、条例設置までは合意しない場合）は、例外的に、協定等の締結のみに基づく施設等も対象となり得る。なお、単に民間所有の施設であることは理由にならない。
- ✓ **協定等の内容は、原則として少なくとも以下の事項を盛り込むこと**とする。
「施設を利活用して行う事業の目的・内容等」「事業期間」「地方公共団体の関与に関すること」「財産処分の制限に関すること」「財産処分を行う場合の納付金に関すること」「各種リスクの分担に関すること（例：法令・税制等の変更、金利・物価等の変動、災害・事故・犯罪の発生（復旧費等）、保険の加入）」「KPIの設定・達成等に関すること」「効果検証に関すること」
- ✓ **設置条例に基づく「公の施設」としての位置付け及び協定等を締結する期限は、交付金事業期間が終了するまで**とする。なお、制定した条例及び締結した協定等については、その写しを、交付金に係る実績報告と併せて提出すること。

デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生拠点整備タイプ

－民間事業者等の施設整備に対する間接補助に係る地方財政措置（R5補正・R6当初）－

- 地方財政法第5条第5号の特例として、「**民間事業者等の施設整備に対する間接補助**」の地方負担分について**地方債の充当が可能となるよう地域再生法を改正**（令和6年4月19日施行）。※ 設置条例に基づく「公の施設」に位置づけられるものに限る。
- 第2回募集より、当初予算分も補正予算分いずれも、「一般補助施設整備等事業債（充当率90%）」の起債が新たに可能となる。

● 第1回募集

	R6当初予算分（4/1交付決定）	R5補正予算分（3/28交付決定）
通常	一般補助施設整備等事業債 （充当率90%、交付税措置率30%）	補正予算債 （充当率100%、交付税措置率50%）
間接補助※	一般財源で対応	一般財源で対応

● 第2回募集（予定）

	R6当初予算分	R5補正予算分
通常	一般補助施設整備等事業債 （充当率90%、交付税措置率30%）	一般補助施設整備等事業債 （充当率90%、交付税措置率30%）
間接補助※	一般補助施設整備等事業債 【新】 （充当率90%、交付税措置なし）	一般補助施設整備等事業債 【新】 （充当率90%、交付税措置なし）

※ 「間接補助」は、民間事業者等（公共的団体等を除く）が所有しかつ整備する施設等のスキームの場合を示し、「通常」はそれ以外のスキームの場合を示す。

（参考）地域再生法（抄）

（まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例）

第十三条の二 **認定地方公共団体**が、認定地域再生計画に記載された第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、**まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設**であって、地方自治法第二百四十四条第一項に規定する**公の施設であるもの**（同法第二百四十四条の二第一項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の**整備に関する助成を行おうとする場合**においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、**同条第五号に規定する経費とみなす**。

(参考) 地方創生拠点整備タイプの採択事例集

- 地方創生拠点整備タイプについて、制度の概要や採択事例のポイントを整理した事例集を作成（内閣府HPにおいて公表）。申請にあたっては、本事例集も参考にいただき、ご検討いただくようお願いします。【今後、随時更新予定】

(参考) 内閣府HP「デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生拠点整備タイプ 採択事例集」

https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/r5_katuyoujirei-kyoten.pdf

道の駅関連

拠点整備メニュー

解決したい課題

- ◆ 宿泊を伴う周辺観光が少ないことによる観光消費額の低迷
- ◆ 農業生産者の減少・高齢化による担い手不足、農業者の所得の安定
- ◆ 地域資源の発信不足、交流機会の減少、地域の担い手不足

期待される効果

- ◆ 周遊促進、滞在時間の延伸、国内外からの新たな観光客の呼び込み
- ◆ 農業生産者の売上増加、地域のファン獲得による持続的な産業活性化
- ◆ 地域の情報発信拠点、地域住民とのふれあいや中継する関係人口創出の拠点創出

拠点の利活用策

【道の駅利活用事例】

〔農林水産〕

- ✓ 近隣の店舗で製造や販売を行っている商品の一部を道の駅のマルシェやカフェレストランで取り扱い、食の魅力を発信
- ✓ オリジナル商品の開発による地域内外からの観光客誘客

〔観光〕

- ✓ 周辺地域の観光情報に加え、バスの乗り換え案内等を発信する多言語対応案内デジタルサイネージを設置

〔子育て〕

- ✓ 職業体験・農業体験を提供できる子どもの居場所・学習環境、子育て支援スペースの整備

〔コミュニティ〕

- ✓ 近隣自治体とも往復するコミュニティバスの停留所を整備。山間部集落の買い物弱者への無料送迎バスを運行



(長野県豊丘村：平成30年にオープンした道の駅（とよおがマルシェ）)

23

空き家・移住施設関連

拠点整備メニュー

解決したい課題

- ◆ 就職や大学等への進学に伴う若者の転出
- ◆ 空き店舗の増加と起業支援体制の不足
- ◆ 地域のコミュニティを形成する機会が不足

期待される効果

- ◆ 体験移住の受け皿の拡大
- ◆ 商店街の空き店舗を活用した出店を促し、地域の雇用を創出
- ◆ 多世代交流施設における交流促進

拠点の利活用策

【空き家利活用事例】

〔体験移住〕

- ✓ 空き家を生活体験住宅としてリノベーションすることにより、移住政策を促進

〔多世代交流拠点・チャレンジショップ〕

- ✓ 商店街の中心に位置する場所に、多世代が交流できる施設として、チャレンジショップ、オープンスペース、ふれあいテラスを整備

〔長期滞在型お試し住宅〕

- ✓ 長期滞在型お試し住宅を整備し、移住者が当地において「仕事」や「住まい」を探したり、地域との交流を通じて「コミュニティ」に馴染む環境を提供



(徳島県三好市：遊休施設となっていた林業研修センターを改修（マチの楼）)

28